二　建築基準法施行令第百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等（第十九条第二項本文、第二十条ただし書、第二十四条第一項本文、第二十四条の二第一項ただし書、第二十四条の三第一項ただし書又は第二十五条第一項本文の規定の適用を受けるもの（第二十四条第一項本文及び第二十五条第一項本文の規定にあっては、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものに限る。）を除く。）　同令第百十四条第四項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものであること。

（削る）

（削る）

三・四　（略）

（簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和）

第二十七条　次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。）で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一　壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第百三十六条の九第一号の規定により国土交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分（畜産業用倉庫の用途に供するものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。）であって、床面積が三千平方メートル以内であるもの

二　屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。）で、床面積が三千平方メートル以内であるもの

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条　地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第三号及び第四号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによっては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

第二節　畜舎等（発酵槽等を除く。）の敷地内の排水等及び便所に関する基準

（通則）

第三十六条　法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る同項第二号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

第三節　都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建蔽率及び高さ等に関する基準

（通則）

第四十四条　法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等（発酵槽等を除く。）に係る同項第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

2　（略）

第三節の二　発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

（通則）

第六十条の二　法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、発酵槽等に係る同項第一号及び第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

二　建築基準法施行令第百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等（第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）　同令第百十四条第四項並びに同条第五項において準用する同令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定に適合するものであること。

三　貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令第百十六条に規定する限度を超える畜舎等　耐火建築物又は準耐火建築物であること。

四　ボイラー室、作業室その他の室でボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたものを有する畜舎等　建築基準法施行令第百二十八条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであること。

五・六　（略）

（簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和）

第二十七条　次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分（準耐火構造の壁（これらの壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）又は同令第百二十六条の二第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。）で、同令第百三十六条の十の規定に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。

一　壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第百三十六条の九第一号の規定により国土交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）であって、床面積が三千平方メートル以内であるもの

二　屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分（間仕切壁を有しないものに限る。）で、床面積が三千平方メートル以内であるもの

（地方公共団体の条例による制限の付加）

第三十五条　地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節（第二十六条第五号及び第六号並びに第二十七条を除く。）又は次節の規定のみによっては畜舎等の安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができる。

第二節　畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準

（通則）

第三十六条　法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第二号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

第三節　都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する基準

（通則）

第四十四条　法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。

2　（略）

（新設）

（新設）